

21 坪井芳洲筆島津斉彬容体書の史料

について

泉 彪之助

一昨年の本学会と日本医史学雑誌で発表したように、安政五年、薩摩藩主島津斉彬死去の事情を調査した福岡藩主黒田長溥(斉溥)は、坪井芳洲が執筆した島津斉彬の容体書(以下容体書)を添えて、宇和島藩主伊達宗城に書簡(以下黒田書簡)を送った。

著書はこの容体書の校訂中、日付が八月となっているものと七月十六日となっているものと、二系統の史料があることに気付いた。理由を検討した結果、明治期に島津家編輯所で史料整理が行われたとき、加筆訂正された可能性を知った。この検討の経過を報告する。

宇和島伊達家文書は太平洋戦争中に東京から宇和島に移され、現在宇和島伊達文化保存会で保存されている。

黒田書簡は同会に現存するが、容体書は発見されていない。現在宇和島系統の史料では、明治期に伊達家記編輯所で作成された写しがつとも古い(以下伊達家史料)。

島津家文書は東京大学史料編纂所に所蔵されているが、そのマイクロフィルムから編纂されたものが『鹿児島県史料』として公刊されており、黒田書簡と容体書はその『斉彬公史料第三卷』にある(以下県史料)。

また基礎となった資料は不明だが、日本史籍協会編の『島津家書翰集巻五』にこの容体書が掲載されている(以下書翰集史料)。

誤字や字体の相違などを除いて三種の史料を比較すると、伊達家史料と書翰集史料はよく似ており、日付はいずれも八月である。

一方県史料は日付が七月十六日で、また最後の文節(歟奉存候)に、他の二つにはない「卜」の字がある(歟卜奉存候)。著者は最初、薩摩藩が公式記録として保存した容体書が別にあり、それが県史料のものになったのかと考えたが、県史料に「本書黒田長溥ヨリ廻セラレ伊達家所蔵」の但し書きがあり、史料間の文面の一致からも

その可能性は少ないと思われる。

鹿児島県歴史資料センター史料編さん室の好意で、県史料の基礎となった『島津家国事鞅掌史料』（明治期に島津家編輯所で編纂）のコピーを入手したところ、八月の八を消して七月十六日と訂正したのではないかと思われる所見、トの字を加筆したのではないかと思われる所見、読点を加えたのではないかと思われる所見があった。原本を見ていないので断定出来ないが、史料の内容の相違は、島津家編輯所における作業によって発生したのではないかと考えられる。

黒田長溥は、安政五年七月二十八日に斉彬の重病を知り、側近吉永源八郎を鹿児島へ派遣、吉永は容体書を入力して八月二十六日に帰着した。鹿児島へ到着後も吉永はなかなか情報を入力出来なかつたと黒田書簡にあるので、八月という日付は、吉永にたいして容体書を発行した時期を示すものであろう。島津家編輯所は、この発行の日付を重視せず、斉彬死去の日の七月十六日に訂正したものかと思われる。

宇和島伊達文化保存会によれば、伊達家文書の目録が

作成されたとき、黒田書簡の項に容体書のこと書かれず、そのため容体書は本来の場所と異なつたところに収蔵されたのであろうという。将来原本が発見される可能性もあるとのこと、そのことを期待したい。

（福井県立短期大学）